

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	
告 示	ページ
◎高知空港国際線ターミナルビルの指定 管理者の指定	(交通運輸政 策課) 1
○道路の区域変更（2件）	(道 路 課) 1
正 誤	
○正誤（令8・5・26付け 告示）	2

告 示

高知県告示第574号
高知空港国際線ターミナルビルの設置及び管理に関する条例（令和8年高知県条例第1号）第18条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第22条第1号の規定により次のとおり告示する。
令和8年9月25日
高知県知事 濱田 省司

- 1 施設の名称
高知空港国際線ターミナルビル
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
南国市久枝乙58番地
高知空港ビル株式会社
- 3 指定期間
令和8年12月1日から令和13年3月31日まで

高知県告示第575号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和8年9月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和8年9月25日
高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 土佐清水宿毛
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
-----	------------	-----------------	---------------

宿毛市平田町黒川字 出ヶ谷5269番10から 宿毛市平田町黒川字 竹平5271番2まで	前	2.5 } 22.0	361
	後	19.0 } 44.0	361

高知県告示第576号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和8年9月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和8年9月25日
高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 石鎚公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
吾川郡いの町越裏門 字竹ノ川168番1	前	4.7 } 11.4	26
	後	6.2 } 15.2	26

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
令 8 ・ 5 ・ 26	10839	○告 示	4	中 (10～15)	須崎市上分字柏原乙1068番 1から 須崎市上分字柏原乙1059番 3まで	須崎市上分字柏原乙1068番 から 須崎市上分字柏原乙1059番 3まで